

= 審査に関してよくあるご質問 =

Q1: 審査を受けるための流れを簡単に教えてください。

A1: まずは弊委員会へご連絡ください。

その後、**審査申込書**をご提出 ⇒ **契約書**の締結 ⇒ **審査料**のお支払い ⇒ **審査資料**のご提出 ⇒ **審査** ⇒ **意見書** (承認か否か) & **議事録**を発行いたします。

Q2: いつまでに審査を依頼すれば良いですか？

A2: その月毎に委員会の開催日が違いますので、お問い合わせください。事務局から説明させていただきます。

Q3: 審査は院内の倫理委員会を通してからでないと受けませんか？

A3: いいえ、院内の倫理委員会と再生医療等安全委員会の審査はどちらが先ということはありません。ですが、再生医療委員会の審査が通らなければ厚生省に届出を出し再生医療をおこなうことができませんので、先に審査を受けることをお勧めします。

Q4: 審査は再生医療を実施する際の1回だけで、後は再審査の必要はありませんか？

A4: 厚生省より、定期報告が毎年義務付けられており、定期審査が必要です。また、医療内容等に何らかの変更が生じる場合（医師の異動、追加等も含む）、変更審査が必要となります。弊委員会では、これらの定期審査、変更審査も適正価格でお受けしております。

Q5: 審査に提出する書類関係はいつまでにそろえてはいけませんか？

A5: 基本的に委員会開催日の3週間前に弊委員会へご提出をお願いしております（事前に委員会メンバーが拝見・チェックする必要があるため）。貴病院のご事情も配慮させていただきますので、詳しくは事務局にご相談ください。